住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

(宛先)狭山市長	申告者(納税義務者)	住　所	
		氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)	印
		個人番号又は法人番号	
		電話番号	

狭山市税条例附則第10条の3第9項の規定により、下記のとおり固定資産税の減額を申告します。

令和　年　月　日

物件内容					
所在地	狭山市			家屋番号	
種類	専用住宅　併用住宅　マンション		構造		
床面積	居住部分　㎡	その他の部分　㎡		合計　㎡	
建築年月日	年　月　日		登記年月日	年　月　日	
改修工事完了日	年　月　日	省エネ改修費用	全体工事費用　円 改修に要した費用　円 ※自己負担額60万円を超えるものが対象(注)		
改修工事の内容	□窓の断熱性を高める改修工事　□床等の断熱性を高める改修工事 □天井等の断熱性を高める改修工事　□壁の断熱性を高める改修工事 ※該当する□にレ印を記入れてください。(現行の省エネ基準に適合するものであること)				
3か月以内に提出できなかった理由	※工事完了日から3か月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。				

本申告書の審査にあたり、納税義務者の住所等を資産税課が各担当課へ照会することに

同意します　　**同意しません**

※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、納税義務者の住民票の写しを提出してください。

※注　改修工事の契約日が平成25年3月31日以前の場合は30万円以上です。

※注　改修工事に要した費用が60万円を超えること、又は改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円を超えること。

添付書類　1. 地方税法施行規則附則第7条第9項第2号の規定に基づく証明書「熱損失防止工事証明書」
※建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関から発行されます。

2. 改修工事の領収書
※省エネ改修工事費用が確認できるもの。なお、契約日が平成25年3月31日以前で工事費が50万円以下の場合は、工事契約書の写しも必要になります。

注意　「個人番号又は法人番号」欄には、申告者(納税義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

ご不明な点は、下記まで問い合わせください。

狭山市役所資産税課　〒350－1380　狭山市入間川1－23－5
電話04－2953－1111(内線1121～1123)

※処理欄(この欄は資産税課で記入します)

電算入力	電算確認	宛名コード	軽減コード	軽減期間
				令和　年度

■更新年月2022.03